

●がん予防対策推進委員会

日 時	平成23年7月25日（月） 14:00～16:00
場 所	厳檻会館
出席委員	13名（欠席：5名）
これまでの経過	第1回がん予防対策委員会（H22.8.12開催） （仮称）健やかに生きる構想案について がん検診の現状と課題について 第2回がん予防対策委員会（H22.11.2開催） 平成21年度がん検診結果について がん検診受診率向上に向けて 第3回がん予防対策委員会（H23.2.1 開催） がん検診の精度管理について がん予防・がんの早期発見にかかるアクションプランの提案について
議 題	1. がん検診台帳の整備状況について 2. 精密検査医療機関の調査結果について 3. 胃がん精密検査医療機関の登録基準の変更について 4. 平成23年度がん検診精度管理調査の実施について 5. がん対策推進アクションプランについて 6. その他
内 容	1. 検診台帳整備状況、受診勧奨の方法について市町村ヒアリング結果を報告。 2. 登録がん検診精密検査医療機関の検査実施件数、一次医療機関への報告状況、今後の精密検査受け入れ可能状況について調査結果を報告。 3. 胃がん精密検査医療機関の登録基準について、新規登録者は日本消化器内視鏡学会認定専門医であること、関連学会の研修会等に参加することを条件に追加。また、一次医療機関への結果報告を「行うこと」と義務づけ。 4. 22年度末に作成した「奈良県市町村がん検診精度管理要領」に基づき、がん予防対策推進委員会の了解のもと、今年度から市町村や検診実施機関に精度管理状況の調査を実施。調査結果を次回委員会で評価し、評価結果を県のホームページで公表予定。 5. がん対策アクションプランの「がん予防・がん早期発見分野」について、今年度の具体的な行動計画について説明。
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診精度管理調査の実施 ・がん検診受診キャンペーンの実施 ・小学5～6年生用健康教育DVDの作成 ・インターネットを使用した禁煙希望者への禁煙支援(禁煙マラソン) 等

がん検診台帳整備及び受診勧奨の状況(平成23年度4月～7月保健所によるヒアリング結果まとめ)

	対象者台帳(名簿)		受診者台帳				受診勧奨				
	対象者を住基データから毎年抽出している	抽出していない	対象者全員 経年	対象者全員 単年	受診者 経年	受診者 単年	希望調査	全部 個人通知	一部 個人通知	申込書付 広報	広報、テラ シのみ
奈良市	○			○					○		
大和高田市	○				○				○		
大和郡山市		○			○				○		
天理市	○		○					○			
橿原市	○				○			○			
桜井市	○				○				○		
五條市	○				○				○		
御所市	○				○				○		
生駒市	○				○			○			
香芝市	○				○				○		
葛城市	○				○				○		
宇陀市	○				○				○	○	
山添村	○		*受診者の有無 のみ入力		○			○ 推進員が配布回収			
平群町	○				○				○		
三郷町		○			○				○		
斑鳩町	○				○				*クーポンのみ		○
安堵町	○		○						○		
川西町	○				○				*クーポンのみ		○
三宅町		○			○				*クーポンのみ	○	
田原本町		○			○				*クーポンのみ		○
曾爾村	○				○			○ 推進員が回収			
御杖村		○				○				○	
高取町		○				○			*クーポンのみ		○
明日香村		○				○			*クーポンのみ		○
上牧町	○		○						*クーポンのみ		○
王寺町	○				○				*クーポンのみ		○
広陵町	○				○				*クーポンのみ		○
河合町		○				○			*クーポンのみ		○
吉野町	○				○				○ 新規戸訪問		
大淀町	○				○				*クーポンのみ		○
下市町	○				○				*クーポンのみ		○
黒滝村		○				○			○		
天川村	○				○					○	
野迫川村	○			○			○				
十津川村	○				○						
下北山村	○					○	○				
上北山村		○			○					○	
川上村	○			○			○				
東吉野村		○				○				○	
計	28	11	3	3	28	7	3	5	17	3	12

*クーポンのみ送付は多く

奈良県市町村がん検診精度管理要領

1. 目的

この要領は、県内市町村が実施するがん検診の基本的な精度管理方法を定めることにより、がん検診の精度の向上を図ることを目的とする。これにより、早期のがんを可能な限り多く発見し、同時に不必要的精密検査を減らすことを目指す。

2. 実施主体

県が、市町村、検診実施機関、精密検査医療機関の協力を得て実施する。

実施に当たっては、奈良県がん予防対策推進委員会の意見を参考とする。

3. 対象者

精度管理の対象は、下記のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 検診実施機関
- (3) 精密検査医療機関

4. 実施方法

1) 精度管理調査の実施

(1) 市町村調査の実施

- 県は、毎年8月に、各市町村に対し、前年度に実施したがん検診に関する精度管理調査を実施する。精度管理調査項目は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」という。)の「事業評価のためのチェックリスト【市町村用】」の内容を基本に設定する。([別紙1] 市町村精度管理調査票)
- 県は、精度管理調査の結果を取りまとめるとともに、県が作成した市町村評価基準に基づき評価を行う。([別紙3] 市町村精度管理調査評価基準)
- 県は、がん予防対策推進委員会(以下「委員会」という。)に精度管理調査の結果及び評価結果を報告し、委員会の了承を得る。
- 県は、各市町村に評価結果を通知するとともに、県ホームページにより公表する。

(2) 検診実施機関調査の実施

- 県は、毎年8月に、前年度に各市町村のがん検診を担当した検診実施機関に対し、前年度のがん検診に関する精度管理調査を実施する。精度管理調査項目は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」という。)の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」の内容を基本に設定する。([別紙2] 検診実施機関精度管理調査票)

なお、調査対象については、当分の間、集団検診の形態でがん検診を実施する検診

実施機関に対して実施するものとする。

- 県は、精度管理調査の結果を取りまとめるとともに、県が作成した検診実施機関評価基準に基づき評価を行う。（【別紙4】検診実施機関精度管理調査評価基準）
- 県は、委員会に精度管理調査の結果及び評価結果を報告し、委員会の了承を得る。
- 県は、各検診実施機関に評価結果を通知するとともに、県ホームページにより公表する。
- 各市町村においては、業務を委託する全ての検診実施機関に対し、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」の内容を、委託契約書に盛り込むことにより、検診実施機関の精度管理に努めることとする。

2) 市町村、検診実施機関に対するヒアリングの実施

- 県は、精度管理調査の評価結果や毎年各市町村から県に報告される各種精度管理指標を参考として、市町村や検診実施機関に対して、委員会の関係する委員と合同でヒアリングを行い、必要な指導を行うこととする。
- 県は、市町村や検診実施機関からヒアリングを実施した場合、その内容を委員会に報告することとする。

3) 精密医療機関の登録

- 県は、一定以上の精度を確保できる医療機関で精密検査を提供すること、市町村のがん検診によるがん発見率を把握すること、更に、精密検査対象者が医療機関を容易に選択することができるよう、がん検診の種類毎に精密医療機関の登録を行うこととする。
- 県は、医療機関から精密医療機関としての登録申請があった場合、がん検診の種類毎に委員会の定めた基準【別紙5】に合致するかどうかについて、委員会の関係する委員の意見を聞いた上で、精密医療機関として登録する。
- 県は、定期的に精密医療機関の現況を把握し、精密医療機関の更新を行うこととする。

4) 市町村がん検診従事者に対する講習会の開催

- 県は、市町村、検診実施機関、精密医療機関における市町村がん検診従事者の資質向上を目的として、がん検診従事者講習会を開催する。
- 県は、がん検診従事者講習会への市町村、検診実施機関、精密医療機関の参加状況を把握し、委員会へ報告することとする。

附則

この要領は平成23年4月1日より施行する。

【別紙3】市町村精度管理調査評価基準

- A 「基準」を全て満たしている
- B 「基準」を一部満たしていない（1～4項目満たしていない。）
- C 「基準」を相当程度満たしていない（5～8項目満たしていない）
- D 「基準」から極めて大きく逸脱している（9項目以上満たしていない）
- E 回答がない

【別紙4】検診実施機関精度管理調査評価基準

- A 「基準」を全て満たしている
- B 「基準」を一部満たしていない（1～4項目満たしていない。）
- C 「基準」を相当程度満たしていない（5～9項目満たしていない）
- D 「基準」から極めて大きく逸脱している（10項目以上満たしていない）
- E 回答がない